

佐賀市障がい者プラン
(2024~2029)
【計画案】

内容

総論

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の趣旨・背景.....	1
2. 障がい者をめぐる動き	2
3. 法令の根拠.....	3
4. 計画の位置づけ	3
5. 目標年度と計画期間	4
6. 計画の策定体制	4
第2章 障がい者を取り巻く環境	
1. 佐賀市の人口・世帯数.....	5
2. 障がい者の状況	9
第3章 計画の基本理念・目標	
1. 基本理念	14
2. 障害者施策の課題整理	15
3. 計画の目標.....	19
4. 計画の体系.....	22

各論

第1章 きめ細かい障がい福祉サービス等の提供	
1. 情報提供の充実.....	25
2. 相談支援の充実	27
3. 障害福祉サービス等の充実.....	29
第2章 障がい児の未来に向けた支援のしくみづくり	
1. 障がいの早期発見・早期発達支援の充実.....	31
2. 障がい児支援の推進.....	33
3. 一人ひとりに応じた教育の推進.....	35
第3章 生きがいを持って働ける場づくり	
1. 就労に関する支援体制の充実.....	38
2. 一般就労への支援の連携	40
3. 福祉的就労支援の充実	42

第4章 多様な活動の振興・場づくり	
1. 文化・芸術活動やスポーツへの参加の促進	44
2. 交流活動の振興	46
第5章 安全・安心な住まいとまちづくり	
1. 住まいの整備	47
2. バリアフリー化の推進	48
3. 防災・防犯対策の推進	50
第6章 わかりあえるまちづくり	
1. 支え合える地域づくりの推進.....	52
2. 意見・意思尊重の推進	54
3. 権利擁護・虐待防止の推進.....	55

計画の推進体制

1. 計画の周知・啓発.....	59
2. 情報の公開.....	59
3. 連携・協力による計画の推進.....	59
4. 進捗状況の管理、評価及び見直し	59

総論

第1章 計画策定にあたって

第2章 障がい者を取り巻く環境

第3章 計画の基本理念・目標

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい福祉施策は、全ての国民が、障がいのあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進することを目的とした「障害者基本法」の理念を基本として進められてきました。

平成18年度（2006年度）には、「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の福祉施策の一元化、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備が進められてきました。

「障害者自立支援法」は、平成25年（2013年）4月に「障害者総合支援法」へ改正され、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病等を障がい者の定義に加える等、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実をはじめとする障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策が定められました。

「障害者総合支援法」は、平成30年（2018年）4月に児童福祉法等とともに改正され、障がい者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上等の課題に対応するため、サービスの充実や新設等が行われました。

また、視覚障がい者等が読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための「読書バリアフリー法（令和元年（2019年）6月施行）」や、障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年（2022年）5月施行）」など、障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな形での情報の取得利用等を支援するための法律が整備されています。

本市においても、令和5年（2023年）4月に「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（通称：障がいのある人もない人も心つたわる条例）」を施行し、各種施策に取り組むこととしています。

令和3年（2021年）9月には、「医療的ケア児支援法」が施行され、「医療的ケア」及び「医療的ケア児」の定義が規定され、国及び地方公共団体等の責務が明記されました。

本市では、令和2年（2020年）3月に「佐賀市障がい者プラン（2020～2023）」を策定し、障がい福祉施策を推進してきました。

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」であり、国及び県の計画と連動しながら「佐賀市総合計画」等との整合性を図り策定した、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画です。

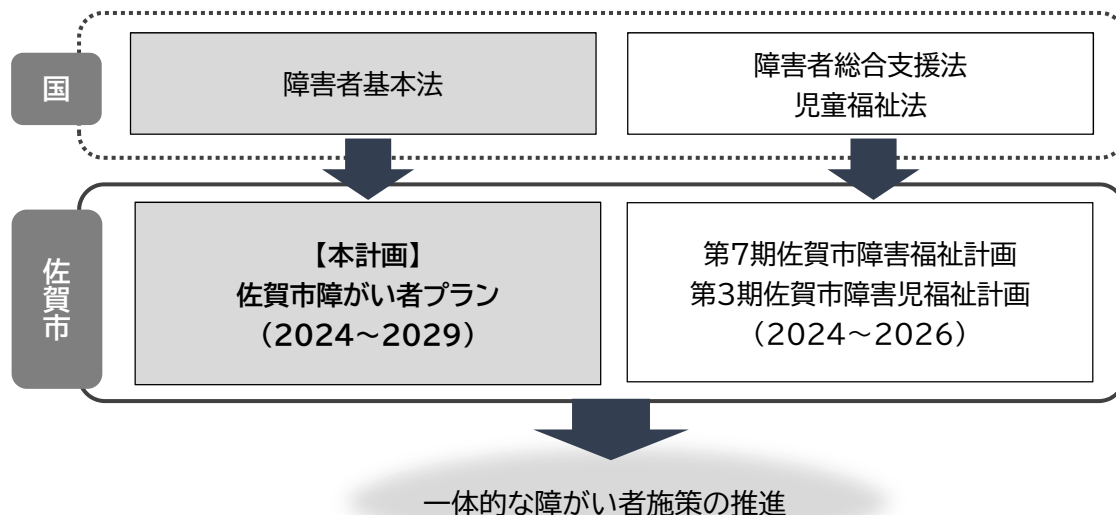
今回、計画期間の終了に伴い、新たに令和11年度（2029年度）を目標年度とする「佐賀市障がい者プラン（2024～2029）」を策定しました。

2. 障がい者をめぐる動き

年度	事項	概要
H19(2007)	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
H23(2011)	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
H24(2012)	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
H25(2013)	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
H28(2016)	障害者差別解消法の施行	・「障害者基本法」の差別禁止の概念の具体化 ・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・合理的配慮の提供
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
H30(2018)	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(「障害児福祉計画」の策定) ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
R1(2019)	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2(2020)	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の開始
R3(2021)	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4(2022)	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週20時間未満で働く精神障がい者等について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進が目的
	障害者権利条約の審査・勧告	・条約批准後、初めての対日審査 ・障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総合所見の採択・公表

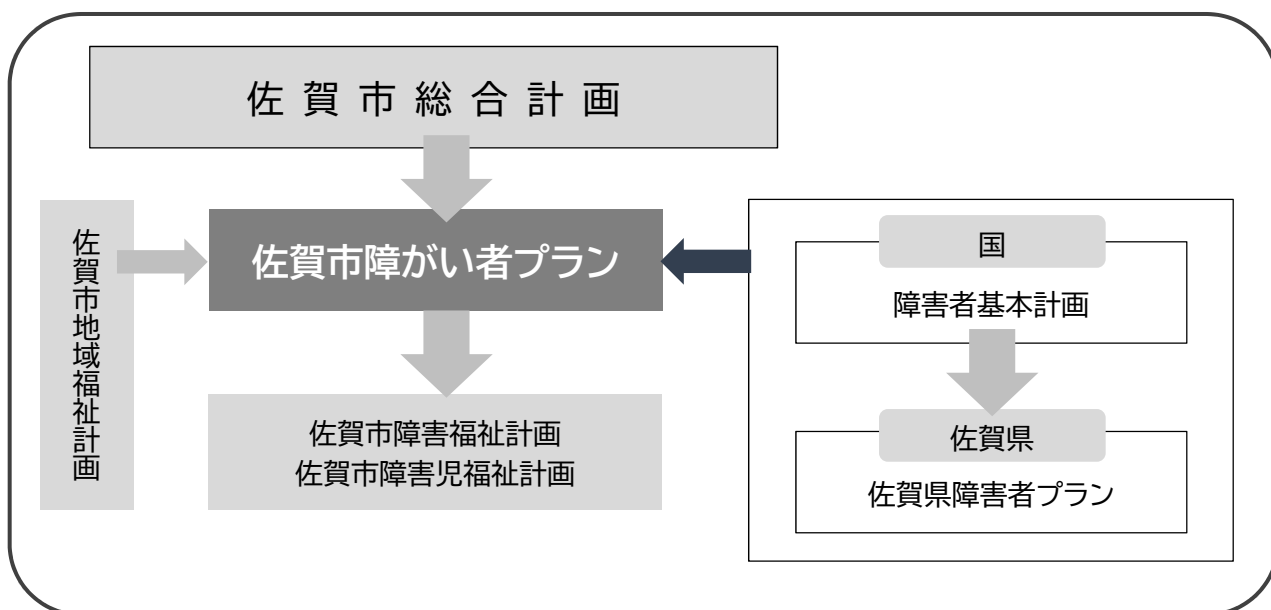
3. 法令の根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として策定するものであり、本市における障がい福祉全般に関する基本計画です。



4. 計画の位置づけ

本計画は、「佐賀市総合計画」を上位計画とし、「佐賀市地域福祉計画」を踏まえるとともに、国の「障害者基本計画」及び佐賀県の「佐賀県障害者プラン」に即しながら策定していきます。



5. 目標年度と計画期間

本計画は、令和 11 年度(2029 年度)を目標年度とし、令和6年度(2024 年度)から令和 11 年度(2029 年度)までの6か年を計画期間とします。また、計画期間の途中であっても必要に応じて見直すものとします。

令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和9年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	令和 11 年度 (2029 年度)
【本計画】 佐賀市障がい者プラン 2024～2029					
第7期佐賀市障害福祉計画 第3期佐賀市障害児福祉計画			第8期佐賀市障害福祉計画 第4期佐賀市障害児福祉計画		

6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者と、家族・介助者に「障がい者の福祉ニーズ(現状と要望)」に関するアンケート調査を実施しました。(以下、「アンケート調査」という。)

あわせて、障がい者団体、家族会や障がい福祉事業所等の関係機関・団体にヒアリング調査を実施し、障がい者や家族等の意向把握を行い、計画策定に反映しました。

さらに、「佐賀地区自立支援協議会」での意見聴取、パブリックコメントにおける市民の意見を踏まえ、「佐賀市障がい者プラン等策定委員会」で計画の内容を審議し、策定しました。

第2章 障がい者を取り巻く環境

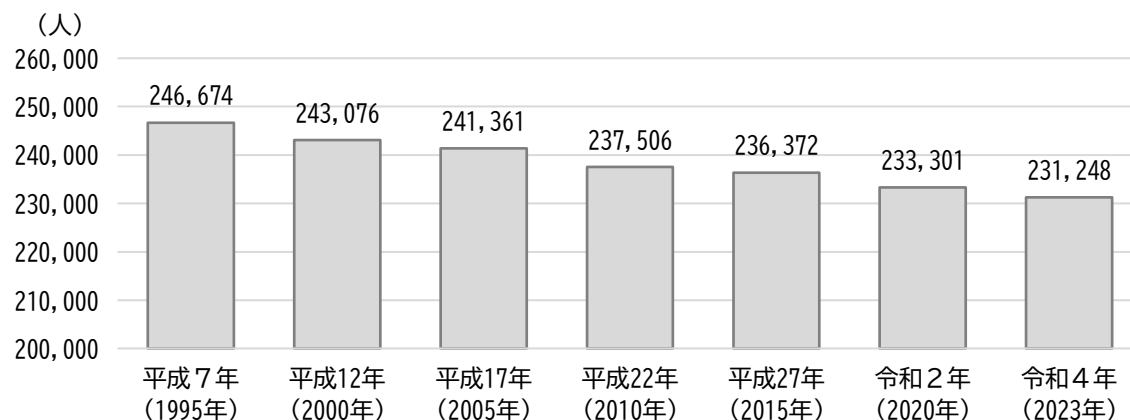
1. 佐賀市の人口・世帯数

(1) 総人口の推移

本市の人口は、令和4年(2022年)10月1日現在231,248人であり、平成7年(1995年)をピークとして減少を続けています。

総人口の伸び率を、平成7年(1995年)を1として指数で見ると、令和4年(2022年)における本市の伸び率は0.937で、佐賀県の0.905を上回ってはいるものの、1を下回り、人口の減少が進んでいます。

■総人口の推移■



単位：人

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和4年 (2022年)	伸び率 (R4/H7)
佐賀市	246,674	243,076	241,361	237,506	236,372	233,301	231,248	0.937
佐賀県	884,316	876,654	866,369	849,788	832,832	811,442	800,511	0.905
全国	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099	124,830,000	0.994

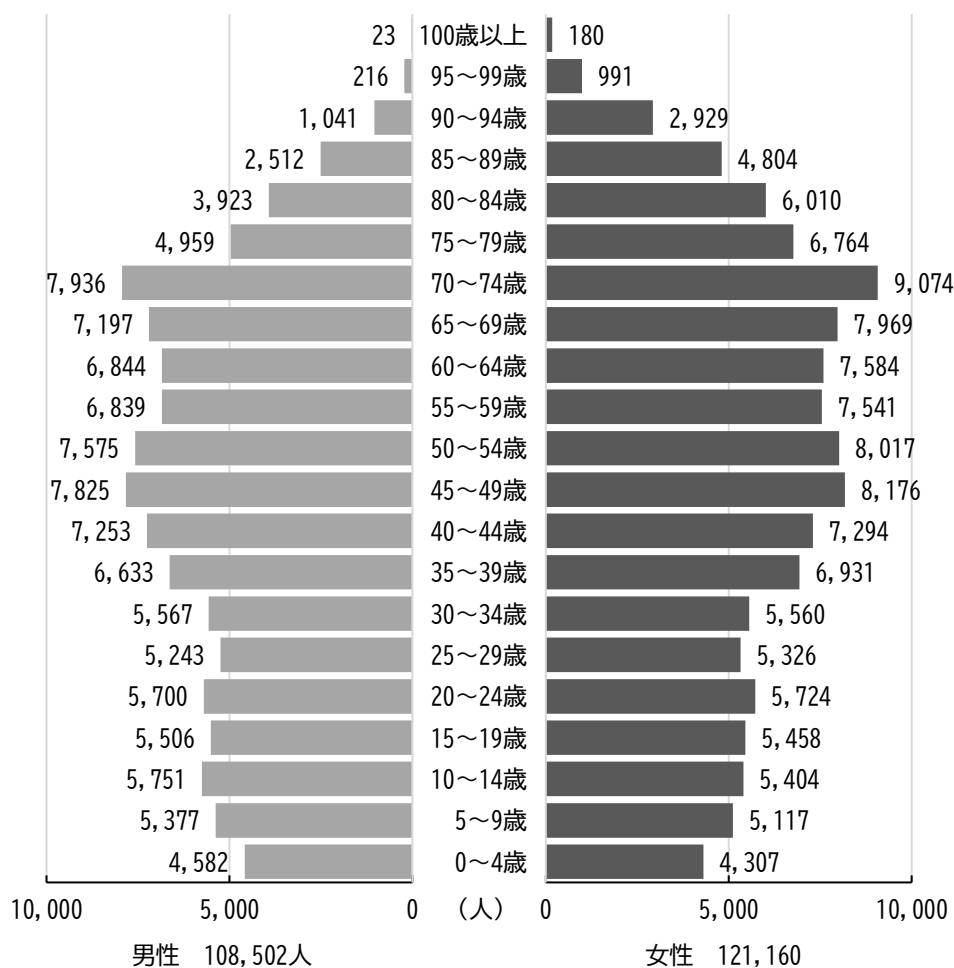
資料：平成7年(1995年)～令和2年(2020年)：国勢調査(10月1日)
 令和4年(2022年)：【全国】総務省統計局 人口推計(10月1日)
 【佐賀県・市】佐賀県HP 推計人口(10月1日)

(2) 5歳階級別男女人口

本市の人口ピラミッドは、少子高齢化が進み、男女とも 70 歳から 74 歳が最も人口の多い階層となっています。

■ 5歳階級別人口ピラミッド ■

総人口 229,662 人

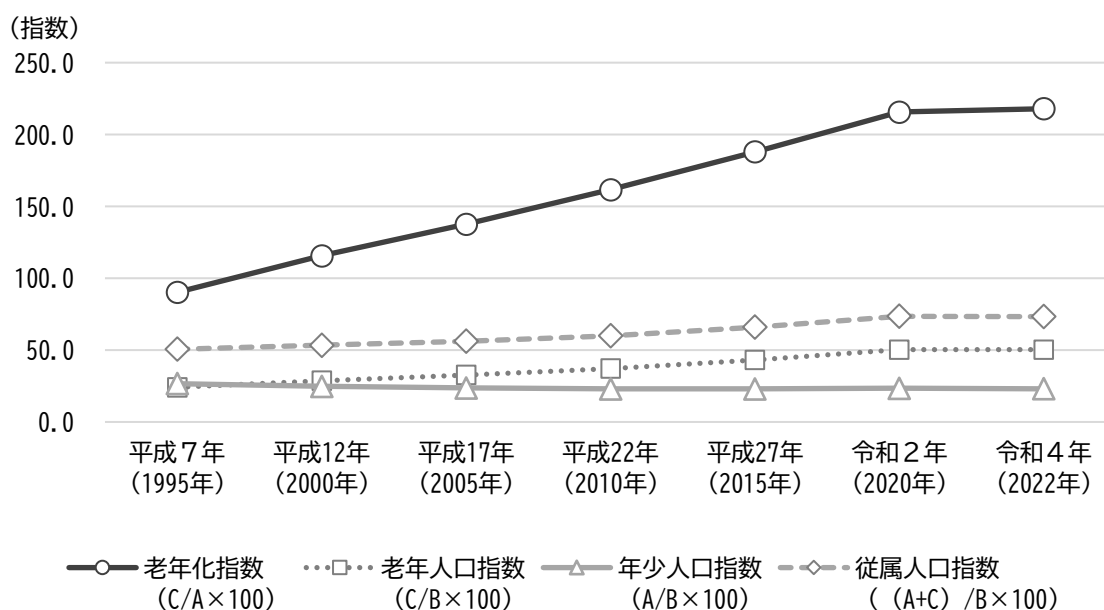


資料：佐賀市住民基本台帳（令和4年（2022年）9月末月報）

(3)年齢3区分別人口

老年化指数は、平成7年(1995年)から一貫して上昇を続け、平成12年(2000年)には100を超え、令和2年(2020年)には200を超えています。これは老年人口の増加と年少人口の減少によるものです。

■年齢3区分別人口構成■



単位：人、指数

		佐賀市						佐賀県	全国	
		平成7年(1995年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成22年(2010年)	平成27年(2015年)	令和2年(2020年)	令和4年(2022年)	令和4年(2022年)	
総人口		246,674	243,076	241,361	237,506	236,372	233,301	229,662	800,511	124,947,000
年齢構成	A. 年少人口(0~14歳)	43,552	39,212	36,502	33,762	32,324	30,064	30,538	86,961	14,503,000
	B. 生産年齢人口(15~64歳)	163,868	158,464	154,596	147,400	141,105	129,142	132,596	433,739	74,208,000
	C. 老年人口(65歳以上)	39,250	45,317	50,175	54,548	60,734	64,802	66,528	248,564	36,236,000
人口構成指数	老年化指数(C/A×100)	90.1	115.6	137.5	161.6	187.9	215.5	217.9	285.8	249.9
	老年人口指数(C/B×100)	24.0	28.6	32.5	37.0	43.0	50.2	50.2	57.3	48.8
	年少人口指数(A/B×100)	26.6	24.7	23.6	22.9	22.9	23.3	23.0	20.0	19.5
	従属人口指数((A+C)/B×100)	50.5	53.3	56.1	59.9	65.9	73.5	73.2	77.4	68.4

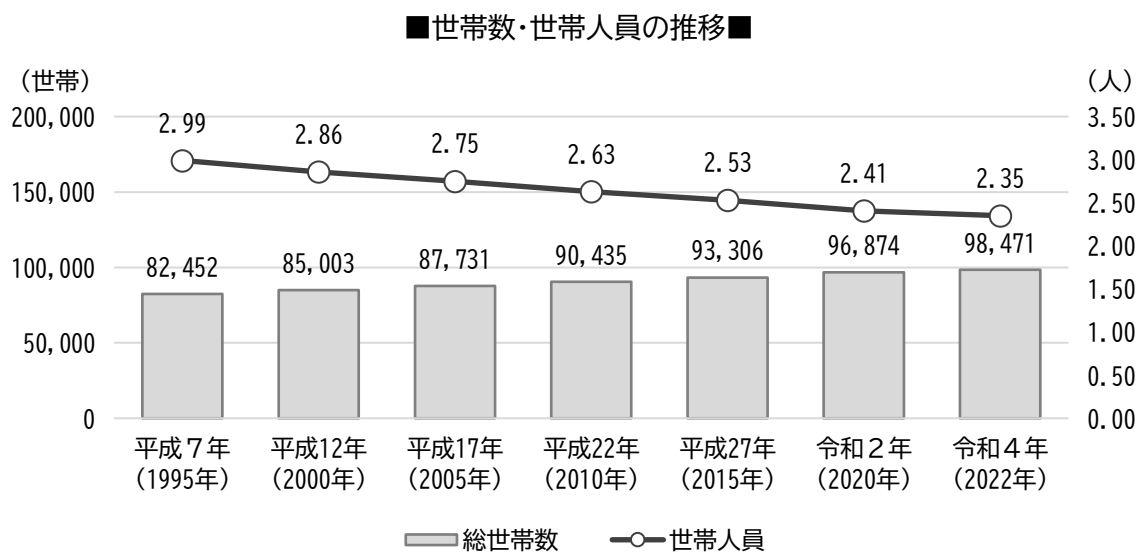
資料：平成7年(1995年)～令和2年(2020年)：国勢調査(10月1日)
 令和4年(2022年)：【全国】総務省統計局 人口推計(10月1日)
 【佐賀県】佐賀県HP 推計人口(10月1日)
 【佐賀市】佐賀市 住民基本台帳(9月末日)

(4)世帯数・世帯人員の推移

平成7年(1995年)から令和4年(2022年)までの推移をみると、総世帯数は増加し続けており、令和4年(2022年)では98,471世帯となっています。

一方、世帯人員は平成7年(1995年)以降、減少の一途をたどっており、令和4年(2022年)では2.35人と、佐賀県の平均を下回っています。

前述した人口推移の分析内容と合わせると、本市は少子高齢化とともに、核家族化や単独世帯の増加も進行しているといえます。



単位：人、世帯

		平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和4年 (2022年)
佐賀市	総人口	246,674	243,076	241,361	237,506	236,372	233,301	231,248
	総世帯数	82,452	85,003	87,731	90,435	93,306	96,874	98,471
	世帯人員	2.99	2.86	2.75	2.63	2.53	2.41	2.35
佐賀県	総人口	884,316	876,654	866,369	849,788	832,832	811,442	800,511
	総世帯数	267,230	277,606	287,166	295,038	302,109	312,680	317,304
	世帯人員	3.31	3.16	3.02	2.88	2.76	2.60	2.52
全国	総人口	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	126,146,099	124,947,000
	総世帯数	44,107,856	47,062,743	49,566,305	51,950,504	53,448,685	55,830,154	
	世帯人員	2.85	2.70	2.58	2.46	2.38	2.26	

注) 世帯人員=総人口÷総世帯数

資料：平成7年(1995年)～令和2年(2020年)：国勢調査(10月1日)
 令和4年(2022年)：【全国】総務省統計局 人口推計(10月1日)
 【佐賀県・市】佐賀県HP 推計人口(10月1日)

2. 障がい者の状況

(1) 身体障がい者の状況

身体障がい者は、1級から6級までの等級による身体障害者手帳の交付を受け、施設の入所、補装具費の支給、更生医療の給付、重度障がい者に対する日常生活用具の給付、ホームヘルパーの派遣などの支援を受けることができます。

身体障がい者数の推移をみると、平成 27 年度(2015 年度・10,925 人)以降は減少傾向が続いています。

障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、令和4年度では全体の 52.8%を占めており、次いで、内部機能障がい が 31.3%となっています。

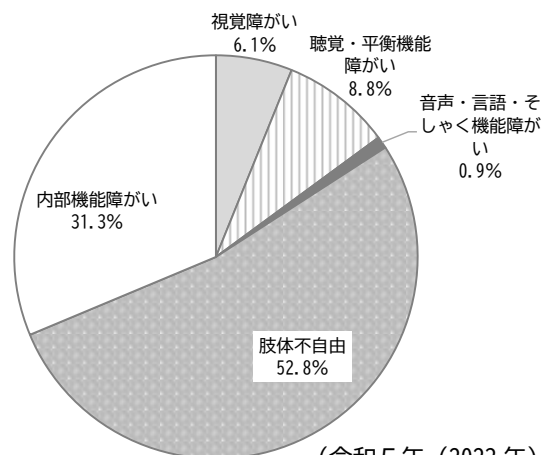
■身体障害者手帳所持者数の推移■

単位：人、%

種別		年度	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	視覚障がい		684	673	663	646	643	642
	聴覚・平衡機能障がい		940	973	981	970	949	924
	音声・言語・そしゃく機能障がい		96	95	103	102	94	99
	肢体不自由		5,939	5,879	5,792	5,645	5,651	5,543
	内部機能障がい		3,164	3,268	3,220	3,261	3,279	3,285
	計		10,823	10,888	10,759	10,624	10,616	10,493
	増減率 (%)		-	0.6	-1.2	-1.3	-0.1	-1.2
構成比 (%)	視覚障がい		6.3	6.2	6.2	6.1	6.1	6.1
	聴覚・平衡機能障がい		8.7	8.9	9.1	9.1	8.9	8.8
	音声・言語・そしゃく機能障がい		0.9	0.9	1.0	1.0	0.9	0.9
	肢体不自由		54.9	54.0	53.8	53.1	53.2	52.8
	内部機能障がい		29.2	30.0	29.9	30.7	30.9	31.3
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度 3 月末現在)

■身体障害者手帳所持者の障がい種別構成比■



(令和5年(2023年)3月末現在)

■身体障害者手帳所持者の等級別状況■

単位：人、%

種別	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障がい		245	200	30	43	95	29	642
聴覚・平衡機能障がい		58	158	99	259	5	345	924
音声・言語・そしゃく機能障がい		4	9	37	49	0	0	99
肢体不自由		699	854	732	1,436	1,335	487	5,543
内部機能障がい		1,844	53	677	711	0	0	3,285
	計	2,850	1,274	1,575	2,498	1,435	861	10,493
	構成比 (%)	27.2	12.1	15.0	23.8	13.7	8.2	100.0

(令和5年(2023年)3月末現在)

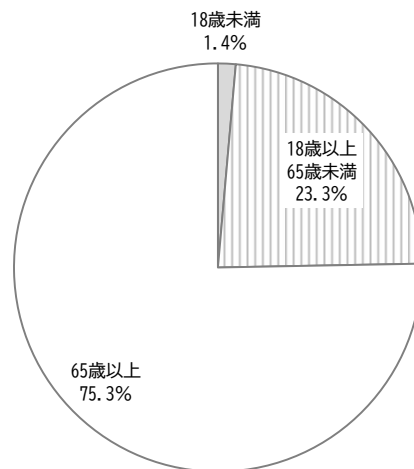
■身体障害者手帳所持者の年齢別状況■

単位：人、%

種別	年齢	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	計
視覚障がい		12	173	457	642
聴覚・平衡機能障がい		22	150	752	924
音声・言語・そしゃく機能障がい		0	33	66	99
肢体不自由		88	1,368	4,087	5,543
内部機能障がい		26	721	2,538	3,285
	計	148	2,445	7,900	10,493
	構成比 (%)	1.4	23.3	75.3	100.0

(令和5年(2023年)3月末現在)

■身体障害者手帳所持者の年齢別構成比■



(令和5年(2023年)3月末現在)

(2)知的障がい者の状況

知的障がい者は、知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある人で、児童相談所や知的障害者更生相談所で判定を受けた人を行い、次のように大別されます。

- ①A (最重度・重度)
 - ②B (中度・軽度)

知的障がい者数の推移をみると、年度によって多少増減があるものの、平成 30 年度(2018 年度)以降は、概ね横ばいの状況です。

障がいの程度では、B(中度・軽度)の割合が高くなっています。

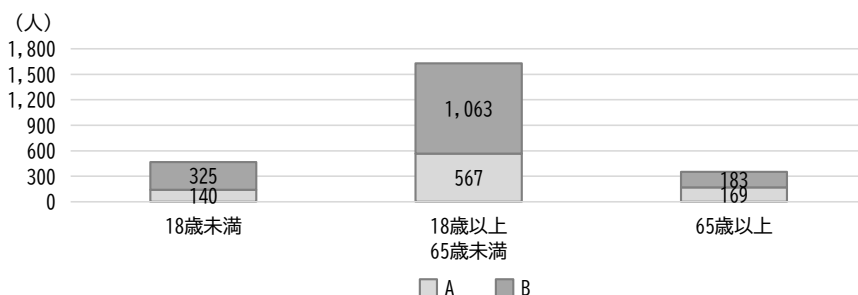
■療育手帳所持者数の推移■

単位：人、%

区分		年度	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	療育手帳 A	18 歳未満	156	152	145	138	146	140
		18 歳以上 65 歳未満	592	590	589	582	550	567
		65 歳以上	153	163	172	182	170	169
		小計	901	905	906	902	866	876
	療育手帳 B	18 歳未満	360	369	361	346	364	325
		18 歳以上 65 歳未満	950	987	987	1,000	987	1,063
		65 歳以上	168	174	184	194	182	183
		小計	1,478	1,530	1,532	1,540	1,533	1,571
	計		2,379	2,435	2,438	2,442	2,399	2,447
	増減率 (%)		-	2.4	0.1	0.2	-1.8	2.0
構成比 (%)	療育手帳 A	18 歳未満	6.6	6.2	5.9	5.7	6.1	5.7
		18 歳以上 65 歳未満	24.9	24.2	24.2	23.8	22.9	23.2
		65 歳以上	6.4	6.7	7.1	7.5	7.1	6.9
		小計	37.9	37.2	37.2	36.9	36.1	35.8
	療育手帳 B	18 歳未満	15.1	15.2	14.8	14.2	15.2	13.3
		18 歳以上 65 歳未満	39.9	40.5	40.5	41.0	41.1	43.4
		65 歳以上	7.1	7.1	7.5	7.9	7.6	7.5
		小計	62.1	62.8	62.8	63.1	63.9	64.2
	計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(各年度 3 月末現在)

■療育手帳所持者の年齢別人数■



(令和 5 年 (2023 年) 3 月末現在)

(3)精神障がい者の状況

精神障がい者は、統合失調症、双極性障害、精神作用物質による中毒症又はその依存症、精神病質等の精神疾患のある人のことをいいます。精神障害者保健福祉手帳は1～3級と等級区分されており、1級が重度、3級が軽度となっています。

手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 29 年度(2017 年度)から令和4年度(2022 年度)にかけて、約 1.48 倍に増加しています。構成比をみると2級の割合が高くなっています。

また、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者数も同様に増加傾向にあり、平成 29 年度(2017 年度)から令和4年度(2022 年度)にかけて、約 1.23 倍に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳等所持者数の推移■

単位：人、%

年度		平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)
実数 (人)	1 級	107	101	119	123	135	152
	2 級	1,015	1,045	1,139	1,193	1,261	1,472
	3 級	534	593	674	697	739	835
	計	1,656	1,739	1,932	2,013	2,135	2,459
	増減率 (%)	-	5.0	11.1	4.2	6.1	15.2
構成比 (%)	1 級	6.5	5.8	6.2	6.1	6.3	6.2
	2 級	61.3	60.1	59.0	59.3	59.1	59.9
	3 級	32.2	34.1	34.9	34.6	34.6	34.0
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
自立支援医療受給者証 (精神通院) 所持者数		3,859	3,914	4,128	4,596	4,364	4,749
増減数 (人)		-	55	214	468	-232	385
増減率 (%)		-	1.4	5.5	11.3	-5.0	8.8

(各年度 3 月末現在)

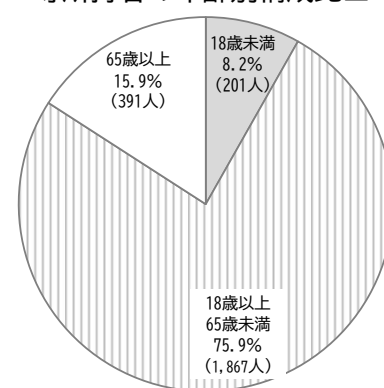
■精神障害者保健福祉手帳等所持者数の年齢別状況■

単位：人、%

年度	18 歳未満	18 歳以上 65 歳未満	65 歳以上	計
1 級	4	77	71	152
2 級	55	1,164	253	1,472
3 級	142	626	67	835
計	201	1,867	391	2,459
構成比 (%)	8.2	75.9	15.9	100.0
自立支援医療受給者証 (精神通院) 所持者数	256	3,558	935	4,749
構成比 (%)	5.4	74.9	19.7	100.0

(令和 5 年 (2023 年) 3 月末現在)

■精神障害者保健福祉手帳等所持者の年齢別構成比■



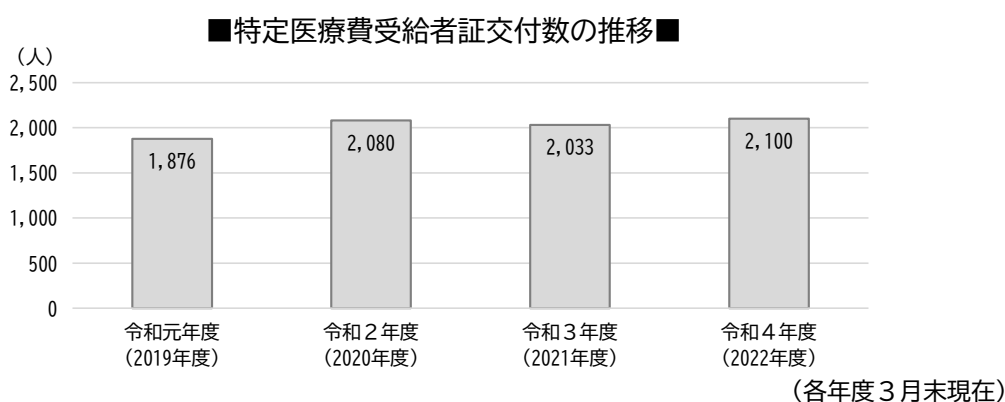
(令和 5 年 (2023 年) 3 月末現在)

(4) 難病患者の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。)」に基づく指定難病※1(338 疾病)の医療費受給者証の交付状況をみると、本市の総数は令和4年度(2022 年度)で 2,100 人となっています。医療費受給者証の交付人数は、概ね横ばいの状況です。

疾患別に見ると、令和4年度(2022 年度)で最も交付人数が多いのはパーキンソン病関連疾患(328 人)であり、潰瘍性大腸炎(291 人)、全身性エリテマトーデス(142 人)、クローン病(113 人)、後縦靭帯骨化症(60 人)と続きます。この順番は平成29年度(2017 年度)以降、変わりません。

また、令和6年(2024年)4月から医療費助成等の対象となる指定難病は、3疾病が追加され338 疾病から341疾病に、「障害者総合支援法」における難病の対象は 366 疾病から 369 疾病に拡大されます。



資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

■ 特定医療費受給者証交付数が多い上位5疾患 ■

単位：人

令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
①パーキンソン病関連疾患	303	①パーキンソン病関連疾患	321	①パーキンソン病関連疾患	318	①パーキンソン病関連疾患	328
②潰瘍性大腸炎	261	②潰瘍性大腸炎	283	②潰瘍性大腸炎	268	②潰瘍性大腸炎	291
③全身性エリテマトーデス	128	③全身性エリテマトーデス	139	③全身性エリテマトーデス	144	③全身性エリテマトーデス	142
④クローン病	99	④クローン病	106	④クローン病	117	④クローン病	113
⑤後縦靭帯骨化症	65	⑤後縦靭帯骨化症	90	⑤後縦靭帯骨化症	70	⑤後縦靭帯骨化症	60
計	856	計	939	計	917	計	934

資料：佐賀中部保健福祉事務所管内保健・福祉・衛生情報

※1 指定難病 難病のうち厚生労働省が特に定めたもの。発症の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾患であって、長期の療養を必要とする難病であり、さらに患者数が一定数に達せず、客観的な診断基準が成立していること、その他厚生労働省で定める要件を満たしているもののうち、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者に良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものが指定される。

第3章 計画の基本理念・目標

1. 基本理念

フラットな関わり ふらっとにつながる

我が国においては、政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画として、令和5年(2023年)3月に令和9年度(2027年度)までの5年間を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が策定されました。

「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める」ことを基本理念に掲げています。

本市では、これまで「佐賀市障がい者プラン 2020～2023」に基づき、障害福祉サービスの充実や、障がいのある人の社会参加の推進、差別解消の推進や権利擁護等に努めてきました。

今後、引き続きこれらの取組を進めるとともに、新たな課題を踏まえて更なる充実を図り、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、自らの決定に基づき地域や職場、学校等日常生活のあらゆる場面で合理的配慮や必要な支援を受けながら、障がいのある人がそれぞれに個性や能力を発揮できる「**フラットな関わり ふらっとにつながる**」共生社会の実現をめざします。

※フラットには、「平ら」という意味のほかにも、「先入観のない」「対等な」などの意味もあります。

今回の基本理念は、性別や年齢、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰とでも分け隔てなく関わり、つながっていくことを意味します。



2. 障害者施策の課題整理

(1) 相談支援体制の強化

本市では、神崎市及び吉野ヶ里町と共同で「佐賀地区障がい者総合相談窓口」を設置し、障がい者やその家族等からの各種相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う取組を進めてきました。

また、本庁舎内にこどもの発達に関する「発達相談窓口」や、福祉の困りごとに関する「福祉まるごと相談窓口」を設置し、関係機関へつなぐ等の取組を行っています。

しかし、アンケート調査では、さまざまな悩みを抱えながらも、相談先は家族や友人の割合が高く、「相談できる人はだれもない」という回答も一定数ありました。一方で、充実してほしい市の施策に「障がい者(難病患者を含む)のための相談窓口」と回答した人も多く、難病患者では半数以上の割合となっています。気軽に相談できる窓口があることの更なる周知と、複雑かつ専門性の高い相談にも対応できる相談支援体制づくりが必要とされています。

本市では、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施し、複雑化・複合化した支援ニーズにも対応する支援体制の整備を進めております。障がいに関する困難事例についても、地域の相談等から、多機関での協働による支援やアウトリーチ等を通じて支援が届いていない人を把握する等、早期発見・早期支援につなげることが求められます。

(2) 複合的・専門性の高い支援にも対応できる体制の強化

支援が必要な状態であっても支援につながっていないケースや、一つの家庭で同時多発的に問題が発生しているケース、また強度行動障がいや医療的ケアが必要な人等の専門性の高い障がいへの対応が全国的に課題となっています。本市においても同様の事例が発生していることが想定されます。

特に、障がいのある人を介助している家族が、認知症等の影響で日常生活に困難を抱えている等、行政に相談できない状態である場合、虐待や孤独死等の深刻な事態に発展する可能性もあり、いかに早期に発見し支援につなげるかが重要となります。

(3)障害福祉サービスに係る人材の確保・育成

障がいのある人が安心して日々の生活を送るためには、必要な福祉サービス等の支援を安定して受けられることが重要です。

事業所へのアンケート調査では、事業運営上の課題として「職員の確保が難しい」と回答された事業所が8割に達しており、人材不足の課題の深刻さがうかがえます。人材不足のため、職員の業務量は増加し、労働条件の改善も難しく、専門性の高い支援を提供するためには職員の資質向上が必要ですが、「研修の機会を増やすのは難しい」といった回答も多くありました。

このような状況の中、今後もニーズの増加が想定される障害福祉サービスもあり、安定したサービスの維持・供給、質の高いサービスを受けるためには、人材の確保・育成が不可欠となります。

(4)障がい児支援の充実

近年、支援が必要な子どもが全国的に増加しており、本市でも児童発達支援や放課後等デイサービスを中心に、障害児福祉サービスの利用者数の増加が非常に顕著となっています。

障がいや発達の遅れのある子どもに対しては、発達段階に応じた適切な支援を福祉・教育・医療等が連携をとりながら展開していくことが求められますが、中でも発達障がいの子どもが抱えるコミュニケーションの困難さは、不登校や抑うつ、また二次障がいにつながるケースもあることから、保護者や保育・教育機関とも連携をとりながら、適切な関わり方の指導や障がいに応じた配慮の普及を図ることで、子どもが安心して生活・成長できる基盤の整備が必要とされています。

(5)就労支援の充実

アンケート調査では、一般就労をしている人のうち、難病患者の半数以上が、また成人障がい者の約4割が非正規雇用となっており、経済的自立に向けての大きな課題となっています。

また、就労は、生活していくための収入を得るだけでなく、生きがいにつながる重要な意味を持っています。

国においても多くの障がいのある人が能力を発揮して就労することができるよう、障害者雇用促進法の改正等の法整備が進められています。

今後、本人の希望や一人ひとりの能力、個性にあわせた就労支援を行うために、障害者就業・生活支援センターを中心に、関係機関との連携を強化し、新規就労や就労定着に向けた支援を継続するとともに、企業や事業所に対しても障がいのある人の雇用の促進につながる情報提供や啓発活動の充実が求められます。

(6)活動・支援拠点の整備

アンケート調査では、「障がい者等が気軽に立ち寄って交流できる場所」や「障がい者等や家族が悩みを語り合ったり、病気や障がいのことを学べる場」が、成人、未成年、難病患者のいずれも3割～4割を占めており、当事者や家族が共通の話題で意見交換をしたり、悩みを相談し合う交流の場が求められています。

また、障がい者の日々の生活の充実や生きがいづくり、また心身の健康維持や健康増進のための文化・芸術、スポーツ等の活動の場も求められており、活動の場の提供と活動への支援が必要です。

(7)防災・防犯対策の充実

近年、地震や大雨等の自然災害が全国的に頻発しています。障がいのある人へのアンケート調査では、避難先で必要な配慮として「仕切り・個室」「障がいに配慮したトイレ」、「情報収集」「声かけ」等の回答が多くなっており、個人のプライバシーに配慮しつつ、安心して避難できる避難所運営へのニーズの高さがうかがえます。

また、防犯対策に関して、全国的に比較的軽度の障がいのある人が消費者トラブルに巻き込まれたり、特殊詐欺等において気づかないうちに犯罪に加担していたという事例が多発しており、障がいのある人の防犯教育や啓発、見守りの一層の充実が求められます。

(8)障がい者や家族の高齢化に対する対応

本市の人口構成を5歳区分で見ると、70歳～74歳が最も多く、次いで45歳～49歳が多くなっています。団塊の世代とそのこども世代の人口が多いというのは全国共通の傾向ですが、本市においても、障がい者本人や家族が同様に高齢化していることが想定されます。

障がいのある人の中心的な介助者は、多くの場合父母や配偶者といった家族となっていますが、家族や介助者の健康状態について、アンケート調査では約4割が「体力に不安がある」「病気がちである」と回答されており、「親亡き後」の不安に関する意見も多数上げられています。

また、本人の困りごとや将来の不安としても、介助者がいなくなることを上げる人が多くなっています。

今後、家族や介助者の高齢化や健康状態の悪化により、介助を受けることが難しくなった場合も、地域で安心して暮らすことができるようにするためには、短期入所やグループホーム等のサービスの供給体制や、成年後見制度等の権利擁護に関する体制の充実が重要となってきます。

さらに、入所施設においても利用者の高齢化が進み、身体の衰えからくる医療ニーズや介助負担の増加、専門性の高い支援が求められ、看取り・終末期の対応等、高齢化による支援上の課題が生じており、地域の医療機関や民間の高齢者施設等との連携が重要となります。

(9) 認め合い支え合うまちづくり

障がいのある人もない人も、ともに支え合いながら暮らしていくためには、地域の障がいに対する理解が重要ですが、アンケート調査では知的障がいや精神障がいなど「外見からわかりにくい障がい」がある人を中心に、依然として理解不足による差別や偏見、疎外感を感じる人がいる現状がうかがえます。

アンケート調査では、お互いが理解して支え合える社会の実現に向けて重要なこととして、こどものころからの教育や、理解啓発の推進が重要という意見が多く上げられており、障がいのある子どもとない子どもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育の充実や、ダイバーシティ&インクルージョンに関する啓発を推進することで、お互いに認め合い支え合えるまちをつくり上げていくことが求められます。

※ダイバーシティ&インクルージョンとは

性別や年齢、国籍、障がいの有無、価値観、ライフスタイルなどのあらゆる違いを受け入れ、すべての人が、それぞれの個性を發揮して活躍できる社会の実現を目指す考え方

(10) 差別や偏見の解消

差別や偏見、疎外感について、アンケート調査では、知的障がいや精神障がいなど「外見からわかりにくい障がい」がある人を中心に、依然として「感じる」という人が多数いる現状がうかがえます。

また、差別や偏見、疎外感を感じた場所としては、成人では商業施設や職場、未成年では学校や商業施設が多くなっています。職場であれば賃金や就労環境等の雇用の「質」、障害者雇用率にも影響を与えている可能性もあり、地域で暮らす住民だけでなく、学校や事業者とも連携した障がいへの理解促進も必要となっています。

特に、令和6年(2024年)4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化されたこと、また、アンケート調査で、差別や偏見、疎外感を感じた時に「だれにも相談していない」の割合が高かったことから、障がいを理由とする差別に関する相談が、本市にも可能であること等の、市民への情報提供及び周知の充実が求められます。

(11) 情報アクセス・コミュニケーション支援

障がいのある人の社会参加を推進するためにも、障がいの特性に応じたわかりやすい情報提供やコミュニケーション手段の普及は重要となります。

本市では、令和5年(2023年)4月に、手話が言語であることの普及、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を目的とした「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(通称:障がいのある人もない人も心つたわる条例)」を施行しました。今後、情報の取得が困難な人に対する情報発信や、多様な障がいの特性に対応するコミュニケーション手段の一層の充実が重要となってきます。

3. 計画の目標

課題整理を踏まえ、基本理念を実現するために、計画の目標を次のように定めます。

(1) きめ細かい障がい福祉サービス等の提供

- ・障害福祉サービスや各種手当等の情報について、多くの人にわかりやすい情報が届くように努めます。また、情報の発信については、障がいの特性に応じた情報取得が可能となるよう、さまざまな媒体を活用します。
- ・令和4年(2022年)5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、また令和5年(2023年)4月に本市が施行した「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(通称:障がいのある人もない人も心つたわる条例)」を踏まえ、障がいのある人それぞれの状況に応じた情報発信及びコミュニケーション手段の充実に努めます。
- ・多様な障がい等に対応できる相談支援体制の充実に努め、各種相談機関や専門機関と連携した相談支援の推進に取り組みます。
- ・重層的支援体制整備事業を活用し、複合的課題や困難事例への支援体制の整備の推進に努めます。
- ・安定したサービスの維持・供給、質の高いサービスを提供するために、人材の確保・育成に努めます。

(2) 障がい児の未来に向けた支援のしくみづくり

- ・発達相談や乳幼児健診、保育所や学校等との連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、また、保護者への丁寧な情報提供や相談支援に努めることにより、発達支援や福祉サービスの利用へと円滑につながる体制づくりを進めます。
- ・障がい児の発達段階に応じ、福祉と教育、医療等が連携し、切れ目なく必要な支援が受けられる体制づくりを進めます。
- ・一人ひとりにあった教育が推進されるよう、就学相談や特別支援教育に取り組むとともに、障がいのあるこどもとないこどもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育の環境の充実に努めます。
- ・それぞれのこどもや保護者が見通しをもって学校生活を送ることができるよう、個別の教育支援計画をもとにした進路相談や就職相談を推進します。

(3) 生きがいを持って働ける場づくり

- ・障がい者の継続的かつ安定した自立に向け、企業等に対して、関係機関と連携しながら障がいや障がい者雇用に関する理解を深め、障がい者雇用の促進を図ります。
- ・障がい者が、本人の希望や就労能力、適性等に応じた就労方法を選択できるよう、支援の充実に図ります。
- ・福祉的就労における日常生活の自立を目指し、就労継続支援の工賃アップや仕事の獲得に向けた支援を行います。

(4)多様な活動の振興・場づくり

- ・障がいのある人もない人も、さまざまな形で文化・芸術、スポーツに参画できるような活動の振興を図ります。
- ・障がい者や介助者・家族、地域住民が、お互いに相談し交流できる機会の充実を図ります。

(5)安全・安心な住まいとまちづくり

- ・住まいの確保を図るとともに、住宅のバリアフリー化など、住みやすい住環境の整備を促進します。
- ・公共施設や道路等においてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。
- ・災害時の避難に支援を必要とする障がい者が、安全かつ適切に避難できるよう、情報伝達手段の充実や地域とも連携した避難支援体制の整備に努めるとともに、安心して過ごせる避難所の充実を図ります。
- ・障がいのある人が犯罪や消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、**警察や関係団体等と連携を図りながら広報・啓発に努めます。**

(6)わかりあえるまちづくり

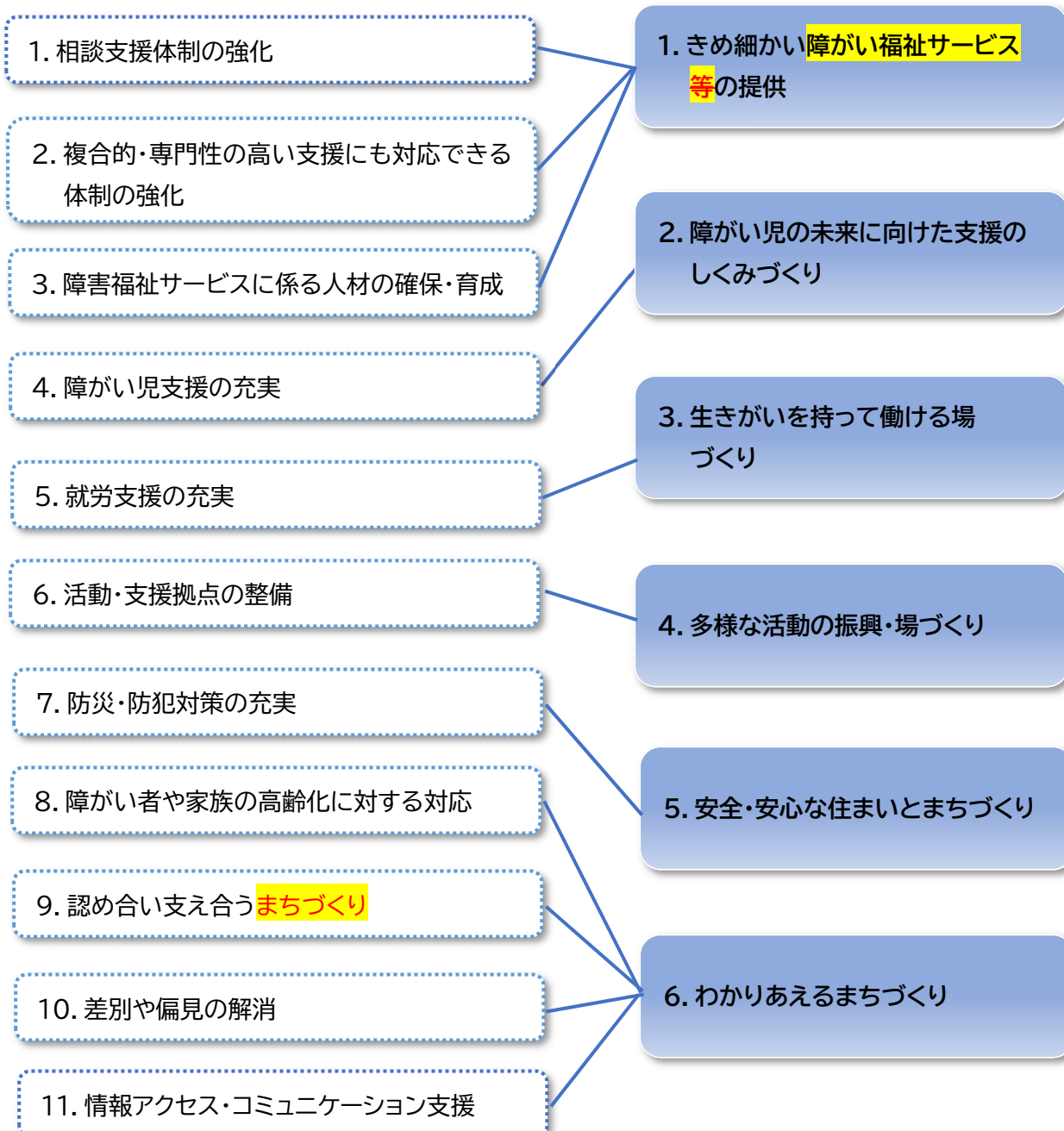
- ・地域住民と障がい者がつながり、互いに役割を持ち、支え合いながら生活できる地域共生社会の形成を促進します。
- ・障がいのある人が、必要な支援や社会参加の機会などが確保されるよう、情報の取得や他者とのコミュニケーションの支援に取り組みます。
- ・障がいへの正しい理解に向けた広報・啓発に努めるとともに、合理的配慮の普及・啓発を進めます。

【基本理念】

フラットな関わり ふらっとにつながる

【障がい者施策の課題】

【目 標】



4. 計画の体系

基本理念	目標	基本的施策
フラットな関わり ふらっとつながる	1. きめ細かい障がい福祉サービス等の提供	(1) 情報提供の充実 (2) 相談支援の充実 (3) 障害福祉サービス等の充実
	2. 障がい児の未来に向けた支援のしくみづくり	(1) 障がいの早期発見・早期発達支援の充実 (2) 障がい児支援の推進 (3) 一人ひとりに応じた教育の推進
	3. 生きがいを持って働ける場づくり	(1) 就労に関する支援体制の充実 (2) 一般就労への支援の連携 (3) 福祉的就労支援の充実
	4. 多様な活動の振興・場づくり	(1) 文化・芸術活動やスポーツへの参加の促進 (2) 交流活動の振興
	5. 安全・安心な住まいとまちづくり	(1) 住まいの整備 (2) バリアフリー化の推進 (3) 防災・防犯対策の推進
	6. わかりあえるまちづくり	(1) 支え合える地域づくりの推進 (2) 意見・意思尊重の推進 (3) 権利擁護・虐待防止の推進

具体的取組

①障がい福祉サービス等の情報提供 ②障がいの特性に応じた情報提供

①相談支援体制の充実 ②佐賀地区自立支援協議会の活動の強化

①障害福祉サービス等の充実 ②保健・医療・福祉と連携した支援の推進
③人材の確保と育成の推進

①発達相談や乳幼児健康診査の実施
②相談・乳幼児健康診査後のフォロー体制の充実
③保育・教育機関等との連携 ④保護者等への支援の充実

①適切な発達支援の提供 ②医療的ケア児等への支援の推進
③保育所(園)等の受け入れ体制の充実 ④切れ目のない支援体制づくりの推進

①インクルーシブ教育の推進 ②特別支援教育の推進 ③就学相談支援の充実
④進路相談等の推進 ⑤不登校への支援の推進

①就労に関する相談支援 ②学校等と連携した就職支援の推進
③就労系サービスの活用

①佐賀市における雇用の促進 ②雇用の拡大に向けた啓発等の推進
③関係機関との連携強化

①就労継続支援事業の利用の支援 ②工賃向上や物品調達に係る取組の推進
③農福連携の推進

①文化・芸術活動の振興 ②スポーツ・レクリエーション活動の振興

①当事者間の交流活動の振興 ②地域との交流活動の振興
③介助者・家族等の交流活動の振興 ④市民活動団体等との協働の仕組みづくり

①市営住宅の供給 ②グループホームの充実 ③住宅改修等への支援の推進

①公共施設等のバリアフリー化の推進 ②交通環境の整備
③ユニバーサルデザインの推進

①災害時の避難支援体制の整備 ②事前の防災対策の推進
③障がいに配慮した避難所運営の充実 ④犯罪被害の防止に向けた取組の推進

①地域における見守り・支え合いの推進 ②地域活動への参加促進
③福祉教育の推進

①意思疎通・意思決定支援の推進

①障がいを理由とする差別解消の推進 ②権利擁護に係る制度の周知の推進
③虐待の防止・早期解決に向けた取組の推進 ④権利擁護に関する広報・啓発の推進

各論

- 第1章 きめ細かい障がい福祉サービス等の提供
- 第2章 障がい児の未来に向けた支援のしくみづくり
- 第3章 生きがいを持って働ける場づくり
- 第4章 多様な活動の振興・場づくり
- 第5章 安全・安心な住まいとまちづくり
- 第6章 わかりあえるまちづくり

第1章 きめ細かい**障がい福祉サービス等**の提供

1. 情報提供の充実

◆現状・課題◆

- 障がい者が地域で生活していくうえで、福祉サービスなどの支援を自ら選び、活用していくためには、障がい者に対する各種制度や生活に関する適切な情報提供等が必要となります。
- 障がい者に対して正しい情報を適切に伝えるためには、市の広報紙やホームページ等をはじめ多様な媒体を通じ、きめ細やかな情報提供に努めることが必要となっています。
- アンケート調査では、情報の取得や他者とのコミュニケーションを円滑に行うために必要だと思うことについて、「障がいの特性への理解啓発」「多様なコミュニケーション手段を利用するための環境整備」が多く上げられており、障がい特性に応じた情報提供の一層の充実が求められています。

方向性

- 障がい者本人の意思による選択や決定等を支援するため、福祉サービスなどの生活に必要な情報をわかりやすく提供し、これを容易に取得できる環境を整えます。
- 国の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」や「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(通称:障がいのある人もない人も 心つたわる条例)」の趣旨を踏まえ、障がいの特性に応じた情報提供に取り組みます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	障がい福祉サービス等の情報提供	●広報紙やホームページ、職員出前講座やリーフレットの配布などを通して、障がい者に関する法律や制度、障がい福祉サービスや相談窓口について情報提供を行います。	障がい福祉課 秘書課 広報課
		●相談時や、障害者手帳の交付時に冊子「障がい者福祉サービスのご案内」等を活用し、多様化する障がい福祉サービスや各種支援制度についてわかりやすい説明を行います。	障がい福祉課
		●情報提供の内容を見直し、誰にでもわかりやすい表現にするなど、追加・改訂を行い、情報提供の拡大を図ります。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
2	障がいの特性に応じた情報提供	●意思疎通に困難がある人が情報を取得することができるよう、さまざまな障がいの特性に応じた手段による情報提供を行います。	障がい福祉課 全部署
		●案内等の問い合わせ、申し込み先には、電話やFAX、メール等の複数の手段を提示します。	障がい福祉課 全部署
		●印刷物の作成にあたっては、色覚多様性のある人に配慮した色使い(カラーユニバーサルデザイン)や、誰もが読みやすく、見やすいデザインが施された書体(ユニバーサルデザインフォント)を使用します。また、文字を読むことが難しい人でも印刷物の内容がわかるよう、点字化・音声化による情報提供に努めます。	福祉総務課 障がい福祉課 全部署

2. 相談支援の充実

◆現状・課題◆

○本市では、神崎市及び吉野ヶ里町と合同で、障がい者や家族からの相談に対応する「佐賀地区障がい者総合相談窓口」を設置し、また、本庁舎内にこどもの発達支援に関する分かりやすい窓口として、発達支援室に「発達相談窓口」や、高齢・障がい・子育て・生活困窮等の複雑化、複合化した課題について適切に連携する「福祉まるごと相談窓口」を設置して、相談への対応を行っています。

○アンケート調査では、心配ごと、不安、悩みなどは、家族や友人に相談する割合が高く、また、相談先がない人もおり、相談支援体制の整備とともに、相談窓口の一層の周知が必要です。

○強度行動障がい、医療的ケア等、専門性の高い相談や、介護、障がい、子育て、生活困窮等の複合的な相談に対応できる支援体制も必要とされています。

方向性

- 障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の整備を図ります。
- 多様な障がい等に対応できる相談支援体制の充実に努め、各種相談機関や専門機関と連携した相談支援の推進に取り組みます。
- 重層的支援体制整備事業を活用し、複合的課題や困難事例への支援体制の整備の推進に努めます。
- 自立支援協議会の活動により、関係機関の連携や相談支援体制の強化を図ります。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	相談支援体制の充実	●「佐賀地区障がい者総合相談窓口」や「発達相談窓口」、「福祉まるごと相談窓口」など、障がい者や家族の相談窓口の周知を強化します。	障がい福祉課 福祉総務課
		●強度行動障がいや医療的ケアが必要な人など、専門性の高い相談へ対応するために、関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
1	相談支援体制の充実	●難病患者や高次脳機能障がいへの相談については、「佐賀県難病相談支援センター」や「佐賀県高次脳機能障害者相談支援センターぷらむ」などの関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課
		●複合的な相談へ対応するため、「福祉まるごと相談窓口」をはじめ、障がい者が普段利用している事業所、おたっしや本舗、地域の民生委員・児童委員等、本人やその家族が関わる身近な関係機関等との連携を強化します。	障がい福祉課 福祉総務課 高齢福祉課
		(アウトリーチに関して記載予定。記載内容について、担当課と調整中)	障がい福祉課 福祉総務課
		●地域の相談支援事業所について、課題や情報の共有、個別事例の検討を含め、相談支援事業所の連携や相談支援専門員の資質向上を図ります。	障がい福祉課
2	佐賀地区自立支援協議会の活動の強化	●自立支援協議会において、障がいのある人等と医療・福祉・行政などの関係機関が障がい者の地域生活上の課題を共有し、課題解決に向けた協議を通して、相談支援機能の向上と連携強化を図ります。	障がい福祉課

3. 障害福祉サービス等の充実

◆現状・課題◆

- 障がい者が安心して日々の生活を送るためには、必要な福祉サービス等の支援を安定して受けられることが重要です。
- 事業者についても、職員の確保が難しくなっており、業務の効率化に関する支援や、人材確保に関する支援等が必要になっています。

方向性

- 「佐賀市障害福祉計画・佐賀市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の必要量を見込み、その確保のための取組を推進します。
- 安定したサービスの維持・供給、質の高いサービスを提供するために、人材の確保・育成・定着を図り、社会資源の充実に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	障害福祉サービス等の充実	●障がい者の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護等の訪問系サービスの充実を図ります。また、障がい者の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。	障がい福祉課
		●在宅の障がい者の日常生活や社会参加を支援するため、日常生活用具の給付や自動車改造費助成等、さまざまな事業について、ニーズの把握に努め、必要に応じて制度の見直し・改善等を図ります。	障がい福祉課
		●難病患者や医療的ケア児等を含め、医療と福祉の両方の支援が必要な人の在宅生活への支援として、居宅介護による日々の生活支援や医療型の短期入所等の福祉サービスの提供体制の確保・充実に努めます。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
1	障害福祉サービス等の充実	●県の「重度障害者地域生活重点支援事業」を活用し、医療的ケア児等への日中一時支援等を提供した福祉事業所に対し、運営経費の一部を補助することで、社会資源の拡充を図ります。	障がい福祉課
		●強度行動障がいや医療的ケア等、専門的な支援が必要な人について、支援に関する現状を把握し、支援体制の在り方を検討します。	障がい福祉課
2	保健・医療・福祉と連携した支援の推進	●本市では、神崎市及び吉野ヶ里町と共同で、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して生活できるよう、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくりなど）を整備する「地域生活支援拠点等の整備（TOMOIKIネット）」について、基幹相談支援センターや事業所等と連携し、更なる充実を図ります。	障がい福祉課
		●障がい者の高齢化に伴う介護サービスへのスムーズな移行や各種調整を図るため、事業者やおたっしや本舗等の関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課 高齢福祉課
		●在宅での自立した生活を送ることができるよう、佐賀中部保健福祉事務所等と連携して、個々のケースに応じた情報提供や関係機関へのつなぎを行います。	障がい福祉課
		●自立支援協議会を通じて、課題の洗い出しや、課題解決に向けたサービスの提供体制の充実に向けた検討を進めます。また、地域のサービス基盤の整備を進めるために、専門部会等の内容の充実を図ります。	障がい福祉課
3	人材の確保と育成の推進	●福祉人材の確保及びその定着について、関係機関による協議の場を設け、現状の把握と課題の洗い出しや、具体的な取組内容、方向性等を検討します。	障がい福祉課

第2章 障がい児の未来に向けた支援のしくみづくり

1. 障がいの早期発見・早期発達支援の充実

◆現状・課題◆

○発達障がいに関する相談件数が年々増えており、相談体制の強化や保護者への支援の充実が求められています。

○自閉スペクトラム症等の発達障がいは、できる限り早期に気づき、適切な支援につなげていくことが重要です。発達の遅れや偏りについて、乳幼児健康診査の受診や保育所(園)、幼稚園、認定こども園、地域型保育施設(以下「保育所(園)等」という。)・学校等からの助言を通じて、適切な支援につなげる体制の充実を図るとともに、保護者が前向きに子育てに取り組むことができるよう、発達支援の充実が必要になっています。

方向性

- 発達相談や乳幼児健康診査、また保育所(園)等や学校、かかりつけ小児科医等の連携により、発達の遅れや障がいに早期に気づき、発達支援に円滑につながる体制づくりに努めます。
- 発達の遅れや偏りのあるこどもの保護者に対し、丁寧な情報提供や相談支援に努めるとともに、円滑な発達支援や福祉サービスの利用につながる体制の構築に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	発達相談や乳幼児健康診査の実施	●発達に関連した困りごとについて、発達支援室の「発達相談窓口」において公認心理師や保健師が助言を行うとともに、必要に応じて、適切な支援につなげます。	障がい福祉課
		●幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)では、発達障がいの早期発見を目的に佐賀県独自の「二次問診票」を用いたスクリーニングを行うとともに、保護者からの聞き取りや、こどもの行動観察等を通じて、個別の支援が必要と思われるこどもを把握し、その後の発達相談等、適切な支援につなげます。	健康づくり課

No.	取組名	内容	担当課
2	相談・乳幼児健康 診査後のフォロー 体制の充実	●乳幼児健康相談や乳幼児健康診査、電話相談、訪問等の結果、ことばの遅れやしつけ等に関して不安や悩みを持つ保護者を対象に、公認心理師や専門医、言語聴覚士による個別相談を行うとともに、必要に応じて専門機関等へのつなぎを行います。	健康づくり課
		●かかりつけ小児科医と連絡票を活用した情報連携を行い、こどもの発達に関する保護者の不安や悩みについて、地域の身近なかかりつけ小児科でも気軽に相談ができる体制づくりに努めます。	健康づくり課 障がい福祉課
3	保育・教育機関等 との連携	●集団生活の場である保育所(園)等の様子から、発達の遅れや偏りに気づき、発達支援につながるケースも多いことから、特別支援教育相談員が保育所(園)等を巡回し、特別な支援を必要とする児童の見取りを行い、適切な就学につなげます。	保育幼稚園課 学校教育課
4	保護者等への支援 の充実	●障がい児等の日中における活動の場を確保し、また、家族の一時的な負担軽減等を図るため、日中の一時預かりを実施します。	障がい福祉課
		●本市で独自に作成している「佐賀市こども発達支援ハンドブック」等を活用し、子育てや発達に関する悩みの相談先等についての情報提供を推進するとともに、発達障がい等に関する正しい理解の促進に取り組みます。	障がい福祉課
		●親子教室やペアレントトレーニング、子育て講演会などを開催し、こどもとの関係づくりや発達を促すための関わり、また気になる行動への対処方法等について学ぶ機会を提供します。	障がい福祉課
		●親の会などと連携し、障がいがあるこどもの保護者からピアサポートやカウンセリングが受けられる場や機会の情報を提供します。	障がい福祉課

2. 障がい児支援の推進

◆現状・課題◆

- 支援が必要な子どもが全国的に増加しており、本市でも児童発達支援や放課後等デイサービス、障害児相談支援を中心に、障害児福祉サービスの利用者数の増加が顕著となっています。
- 周囲の適切な理解や支援を受けることで、自分らしく成長していけるよう、家族や就園・就学施設と連携した、障がいの特性に応じた適切な関わり方や支援が求められています。

方向性

- 障がい児や医療的ケア児等の保育所(園)等での受け入れ体制の整備や、児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児福祉サービスの適切な提供に努めます。
- 多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応できる体制の整備に努めます。また、就学前から就学後・卒業後までを見据えた、ライフステージに応じた切れ目のない支援の推進に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	適切な発達支援の提供	●市直営の児童発達支援事業所「クラスルームという」において、自閉スペクトラム症などの発達障がいと診断された未就学児を対象として、日常における基本的な動作、集団生活への適応を目的として支援を行います。	子育て総務課
		●児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援における専門的な支援が必要と思われる子どもに対し、適切な発達支援の提供に努めます。また、事業所と連携し、十分なサービス供給量と、サービスの質の確保に努めます。	障がい福祉課
2	医療的ケア児等への支援の推進	●日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児等が、心身の状況に応じた保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関連分野の支援が受けられるよう、関連機関による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に取り組みます。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
3	保育所(園)等の受け入れ体制の充実	●障がい児支援に関する知識及び経験、技術を有する発達支援アドバイザーが、特別支援教育相談員と保育所(園)等を巡回し、一人ひとりのこどもの状況に応じた支援方法など、園生活を送る上での支援に関して助言や研修等を行います。	保育幼稚園課
		●保育を必要とし、日々通園できる障がい児を保育所(園)、認定こども園、地域型保育施設において受け入れます。また、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を幼稚園、認定こども園に補助します。	保育幼稚園課
4	切れ目のない支援体制づくりの推進	●障がい児等が自立した生活を送れる姿を目指して、医療、教育、保育、労働、福祉等の各分野の専門機関の有識者による協議を行い、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を進めます。	障がい福祉課

3. 一人ひとりに応じた教育の推進

◆現状・課題◆

- 子ども一人ひとりの障がいや発達状況に応じた特別支援教育の充実が求められます。
- 特別支援学校だけでなく、地域の特別支援学級・通級指導教室等についても、教員の質の向上や在籍することの増加に対応できる体制の整備が重要です。

方向性

- 子どもの最善の利益を考え、一人ひとりにあった教育が推進されるよう、就学相談や特別支援教育に取り組むとともに、障がいのある子どもとない子どもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育の環境の充実に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	インクルーシブ教育の推進	●障がいのある子どもとない子どもが、同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育の推進に向けて、特別支援教育コーディネーター等の専門人材とも連携し、障がいのある子どもが通常の学級等に在籍する際に必要な「合理的配慮」の提供に努めます。また、障がいのある子どもとない子どもが、同じ学級に在籍する際に、お互いの個性や強みを発揮できる機会の確保に努め、お互いに理解し認め合い支えあう姿勢を育てていきます。	学校教育課
2	特別支援教育の推進	●本市では、「言語通級指導教室(ことばの通級)」「LD/ADHD等通級指導教室(まなびの通級)」の2つによる通級指導教室での支援に取り組んでいます。該当する障がいのある子どもが適切に利用できるよう、丁寧な情報提供や説明に努めます。	学校教育課

No.	取組名	内容	担当課
2	特別支援教育の推進	●小中学校に在籍する個別の支援が必要なこと もに対し、ニーズに合わせたきめ細かな指導や支援ができるよう「学校生活支援員」、「特別支援学級支援員」を配置します。また、特別支援教育が必要なことにも支援が行き届くよう、教員や特別支援教育コーディネーター等の人材確保や育成に努めます。	学校教育課
		●こどもの個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」の作成を進めます。	学校教育課
		●特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級指導教室担当等の資質向上のため、発達障がいへの理解や支援、自立活動の指導、小中連携などについての研修を行います。	学校教育課
3	就学相談支援の充実	●障がいや疾病、発達に課題がある子どもが、一人ひとりの状況に応じて適切な環境で教育が受けられるよう、教育相談(必要に応じて発達検査の実施)及び教育支援委員会の協議を踏まえた就学相談を実施します。	学校教育課
		●「ひまわり相談室」において、発達障がいを理由に学校への適応に困っている子どもを対象とし、本人、保護者及び学校関係者を交えた相談業務を行うことにより、学校生活への適応を図ります。	学校教育課
		●特別支援学級等に就学することの保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費(学用品費・給食費等)の一部を援助します。	学事課
4	進路相談等の推進	●小学校から中学校、中学校から高校等への進学の際に、特別支援教育コーディネーター等の専門職と連携しながら一人ひとりの状況に応じた進路相談や適切な助言を推進します。	学校教育課

No.	取組名	内容	担当課
5	不登校への支援の推進	●不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立にむけて、本市の教育支援センター「くすの実」などを通じ居場所支援に取り組むとともに、「サポート相談員」が家庭訪問等を行い、在籍校への復帰を支援します。	社会教育課 学校教育課
		●不登校の状態にある発達障がいのある子どもに対し、県が実施する「フリースクール SAGA」等の取組を通じて、在籍校への復帰を支援します。	社会教育課 学校教育課

第3章 生きがいを持って働ける場づくり

1. 就労に関する支援体制の充実

◆現状・課題◆

- アンケート調査では、一般就労をしている人のうち、難病患者の半数以上が、また成人障がい者の約4割が非正規雇用となっており、経済的自立に向けての大きな課題となっています。
- 障がい者が希望する就労のあり方はさまざまであり、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就労の機会を確保する必要があります。

方向性

- 一般就労が困難な障がい者に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うため、「就労継続支援事業(A型・B型)」の利用を推進していきます。
- 「就労選択支援」を活用し、本人の希望や能力、適性等に応じた就労方法を選択し、「就労移行支援」の利用者数を確保しつつ、「就労定着支援」の活用により、就労に伴う生活面の課題に対応し、就労の継続を支援します。
- 障害者就業・生活支援センター「ワーカーズ・佐賀」を中心に、関係機関と更に連携を図り、新規就労や就労定着に向けた支援を継続するとともに、企業や事業所に対しても障がいのある人の雇用の促進につながる情報提供や啓発活動の充実を図ります。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	就労に関する相談支援	●ハローワークや障害者就業・生活支援センター「ワーカーズ・佐賀」等の専門機関等と連携した就労相談や職場定着への支援の充実に努めます。	障がい福祉課
		●障がい福祉課に就労支援相談員を配置し、一般就労が困難な障がい者の相談対応を行います。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
2	学校等と連携した就職支援の推進	●特別支援学校等と連携し、障がい児の職業能力の開発や向上を図るとともに、職業体験や就職相談等の支援を推進します。	障がい福祉課
		●就労相談窓口等と高校との意見交換会を開催し、定期的に情報交換できる場の設定を行います。	障がい福祉課
		●発達障がいについては、大学等の卒業後、就労して初めて課題や問題が顕在化すること多いことから、就労に関して悩みを抱えた人が、適切に相談機関や支援につながるができるよう、医療機関やハローワーク等とも連携した相談体制の充実に取り組みます。	障がい福祉課
3	就労系サービスの活用	●重度の障がいがある人の就労機会の拡大、就労継続を支援するため、雇用施策との連携による「重度障害者等就労支援特別事業」の実施を検討します。	障がい福祉課

2. 一般就労への支援の連携

◆現状・課題◆

- アンケート調査では、障がい者が働くうえでの必要な条件について「周囲の理解がある」「自分の障がいに合った仕事である」「障がいに配慮された環境整備である」等の回答が多くなっており、就労の際の適正な仕事の割り振りや環境整備等を含めた理解・配慮に関するニーズの高さがうかがえます。
- 佐賀県の民間企業の障害者雇用率は 2.76%(法定雇用率は 2.3%)であり、法定雇用率を達成している企業の割合は 66.6%と全国でも上位にあります(いずれも令和 4 年(2022年)6 月 1 日現在)が、非正規雇用の問題等、課題も多い現状です。
- 企業等の障がい者雇用を促進するためには、事業主に対して、障がいや障がい者に対する理解を深めてもらうための取組や、各種制度の一層の周知を図る必要があります。また、在宅勤務や時短勤務等も含め、柔軟な働き方や、休みの取りやすさ等の配慮の普及が求められます。

方向性

- 国県と連携し、障害者雇用率制度の円滑な実施に努めます。
- ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、トライアル雇用事業やジョブコーチ等の制度を活用しながら一般就労への移行を推進します。
- 企業等に対して、障がい者雇用に関する広報・啓発や、各種制度の情報提供等を推進し、障がい者雇用の拡大に努めます。また、障がいのある人が安心して働くことができるよう、就労における合理的配慮の普及に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	佐賀市における雇用の促進	●本市における障がい者雇用について、「佐賀市障がい者活躍推進計画」に基づき促進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるよう取り組みます。	人事課
		●地方公共団体の法定雇用率(令和 4 年(2022 年)6 月 1 日現在、2.6%)を達成し続けるように努めます。	人事課

No.	取組名	内容	担当課
2	雇用の拡大に向けた啓発等の推進	●企業等に対して、障がい者雇用に関する広報・啓発を行います。	障がい福祉課
		●障がい者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用などの取組を通じて、事業主の障がい者雇用への理解の促進を図ります。	障がい福祉課
		●障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす制度)の情報提供を推進し、認定事業主の社会的認知度を高め、中小事業主全体で障がい者雇用の取組が進展するように努めます。	障がい福祉課
3	関係機関との連携強化	●働く意欲のある障がい者が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう障がい者本人やその家族等に対して、就業・生活支援センター等の専門機関の周知を図るとともに、障がい者の就労に向けた知識や能力の向上等のために就労系福祉サービスの利用を促進します。	障がい福祉課

3. 福祉的就労支援の充実

◆現状・課題◆

○就労継続支援事業所については、A型・B型ともに、利用者、事業所数及び工賃が増加傾向にありますが、福祉的就労に係る工賃は未だに低い水準であるため、工賃の更なる向上が求められます。

※令和4年度佐賀市内事業所の平均工賃月額・・・A型:93,236円、B型:19,076円

○障がいのある人の就労機会の創出や、生きがいづくりにもつながる仕事として、近年、障がいのある人が農業に従事する「農福連携」が注目されており、本市においても、関係課や農業従事者、団体等と連携した取組の充実が求められます。

方向性

- 就労支援相談員が、就労を希望する障がい者の相談に応じ、障がいの特性や程度などに応じた就労を提案します。
- 一般企業への就労を希望する障がい者には、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業等の利用を推進します。
- 障がいのある人が自信や生きがいを持って社会参加するための選択肢の1つとして、事業所とも連携した「農福連携」の推進を図ります。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	就労継続支援事業の利用の支援	●就労支援相談員が、就労を希望する障がい者の相談に応じ、本人の希望に合った事業所探しの支援を行います。	障がい福祉課
		●就労継続支援事業所の情報を収集し、相談者に適切な情報提供ができるように努めます。	障がい福祉課
2	工賃向上や物品調達に係る取組の推進	●障害者就労施設で製作された製品を市役所や市のイベントなどで販売する機会を設け、施設利用者の工賃向上を図ります。	障がい福祉課
		●障害者就労施設が製作する商品の開発や紹介、商品の販路確保などを支援します。	障がい福祉課
		●「佐賀市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」により、障害者就労施設等からの物品や役務の積極的な調達に努めます。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
3	農福連携の推進	●農家の働き手不足と、障がいのある人の工賃向上を補い合うため、引き続き「農福連携」を推進していきます。	障がい福祉課 農業振興課
		●農業にも取組むことで、多様な福祉的就労の場を確保します。	障がい福祉課 農業振興課

第4章 多様な活動の振興・場づくり

1. 文化・芸術活動やスポーツへの参加の促進

◆現状・課題◆

- 文化・芸術活動は、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであり、絵画制作や音楽活動、読書等、多様な文化活動ができる環境の充実が求められます。
- スポーツについては、広く人々がスポーツに参画できる環境を整備し、障がい者スポーツの関心を高め、裾野を広げていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、ともに文化・芸術活動やスポーツに参加するためには、活動の場の提供と活動への支援が必要です。

方向性

- 障がいのある人の多様な個性や感性を表現する場を広げるために、絵画や音楽をはじめとした文化・芸術活動においても、参加や発表の機会の拡大に努めます。
- 市内のスポーツ団体や民間のスポーツクラブ等も含め、障がいのあるなしに関わらず、参加・加入しやすい環境づくりや、参加に向けた情報発信の充実に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	文化・芸術活動の振興	●障がいのある人が安全に楽しみながら文化芸術活動やスポーツ活動に参加できるように、指導者の育成、活動の場の整備、大会の開催及び参加支援などを行います。	歴史・文化課 スポーツ振興課
		●市や佐賀県、関係団体等によって開催される文化芸術・スポーツ等に関連するイベントや講座について、広報紙やホームページなどの情報媒体を活用した情報発信を推進します。	歴史・文化課 スポーツ振興課
		●障がい者の芸術文化活動の拠点である「佐賀県障がい者芸術文化活動支援センター SANC」について情報提供し、障がいのある人の文化芸術活動の振興を図ります。	歴史・文化課

No.	取組名	内容	担当課
1	文化・芸術活動の振興	●視覚障がいのある人の読書環境の整備や交流の促進に向けて、「佐賀県立視覚障害者情報・交流センター あい さが」に関する情報提供等を行います。	障がい福祉課
		●佐賀市立図書館においては、点字資料やマルチメディアデージー図書、大活字本等の収集や、対面朗読サービス、郵送・宅配による貸出サービス等、障がいの特性から図書館の利用や読書が困難な人へのサービスの向上・充実に努めます。	市立図書館
2	スポーツ・レクリエーション活動の振興	●障がい者スポーツの実態把握に努め、佐賀県パラスポーツ協会や佐賀県障害者スポーツ指導者協議会等と連携しながら、スポーツイベントや職員出前講座に障がい者スポーツを積極的に導入する等、障がい者スポーツの促進を図ります。	スポーツ振興課
		●県が推進する、誰もが気軽に楽しめるスポーツのユニバーサル化に取り組むため、関連する機関との協働、連携を図ります。	スポーツ振興課
		●市内のスポーツ団体や民間のスポーツクラブ等も含め、障がいのあるなしに関わらず参加しやすい環境づくりや、障がいのある人のスポーツ参加に向けた情報発信の充実に努めます。	スポーツ振興課
		●県パラスポーツ大会への参加を通して、スポーツが生活をより豊かにするという視点に立ち、障がいのある人の社会参加、自立支援を促進していきます。	スポーツ振興課

2. 交流活動の振興

◆現状・課題◆

- 共生社会の実現のためには、障がいのあるなしに関わらず、地域住民が互いを理解・尊重し合い、さまざまな活動に参加していく必要があります。
- アンケート調査では、当事者や家族が共通の話題で意見交換をしたり、悩みを相談し合う交流の場を求める意見が多くありました。
- 障がい者が交流活動を行うためには、身体活動やコミュニケーション等を支援するボランティアの参画も必要です。

方向性

- 障がい者や介助者・家族、地域住民が、互いに交流できる機会や場の充実を図ります。
- 障がい者が地域の行事等へ積極的に参加できるように、介助や意思疎通等に関するボランティアの参画に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	当事者間の交流活動の振興	●障がい者等が気軽に立ち寄って交流できる機会の充実に努めます。	障がい福祉課
2	地域との交流活動の振興	●障がいのある人との交流の場を設ける等、障がいへの理解を深めるための積極的な取組を実施します。	障がい福祉課
		●「障害者週間(毎年12月3日～9日)」等の機会を捉え、障がいの理解の促進につながる情報提供や、障がい者によるアート展、交流イベント等の開催を推進します。	障がい福祉課
3	介助者・家族等の交流活動の振興	●介助者・家族等が悩みを共有し、相談し合える交流の機会の充実に努めます。	障がい福祉課
4	市民活動団体等との協働の仕組みづくり	●市民活動団体等の障がい者支援活動への参画や活動基盤の強化を図るため、「佐賀市市民活動プラザ」や「佐賀市市民活動応援制度(チカラット)」で支援を行い、団体等が行う公益的な活動が充実することで暮らしやすいまちの実現を目指します。	協働推進課

第5章 安全・安心な住まいとまちづくり

1. 住まいの整備

◆現状・課題◆

○本市では、これまで相談支援体制の整備とともに、ホームヘルプ等の訪問系サービスや、日中活動の場の充実、グループホームなどの住まいの場の確保といったサービスの充実を図ってきました。さらに、施設入所者等の地域移行を含め、重度障がいや医療的ケア等の多様なニーズに対応できる環境整備が必要とされています。

方向性

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市営住宅の活用や、グループホームの供給の拡大、また住宅改修への適切な助成を推進します。
- 公共施設や道路等においてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障がいのある人が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	市営住宅の供給	●市営住宅については、バリアフリーの視点に立った施設整備に努めます。	建築住宅課
		●障がい者世帯については、優先入居に応募できます。	建築住宅課
2	グループホームの充実	●地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場であるグループホームについて、重度障がい者等の個別ニーズにも対応できるよう、支援に努めます。	障がい福祉課
3	住宅改修等への支援の推進	●重度の障がい者が、住宅の段差を解消する等の住環境の改善に対して、住宅改修費の一部について、引き続き助成を行います。	障がい福祉課

2. バリアフリー化の推進

◆現状・課題◆

- 障がいのある人が、安全で快適な暮らしを実現するためには、公共施設や道路等において、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点や、アクセシビリティへの配慮が必要です。
- アンケート調査では、移動する際に不便や困難を感じることで、「障がい者用の駐車場が少ない」「歩道や公共施設に階段や段差が多い」などの意見が多くありました。
- 公共施設や道路等における段差の解消をはじめ、スロープや視覚障がい者誘導用ブロックの設置等、障がい者の視点に立った施設環境を整えていく必要があります。

方向性

- 公共施設や道路等においてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障がいのある人が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。
- 小中学校等の教育現場においても、ユニバーサルデザインを取り入れ、誰もが過ごしやすい学びやすい環境の整備や、心のバリアフリー教育に取り組みます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	公共施設等のバリアフリー化の推進	●市有施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」や「佐賀県福祉のまちづくり条例」、「佐賀市バリアフリー整備マニュアル」に基づいて整備を行います。	建築住宅課
2	交通環境の整備	●「バリアフリー法」や「佐賀県福祉のまちづくり条例」、「佐賀市バリアフリー整備マニュアル」に基づき、国、県、関係機関と連携し、交通事業者への啓発や、補助制度活用の働きかけを行い、公共交通ターミナルや公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。	交通政策課
		●「佐賀県パーキングパーミット制度」の普及に努め、障がい者や難病患者等で歩行が困難な人が利用する障がい者用駐車場の適正利用を図ります。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
2	交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●「バリアフリー法」や「佐賀県福祉のまちづくり条例」、「佐賀市バリアフリー整備マニュアル」に基づき、障がい者の外出を支援し、歩行時の安全を確保するため、誘導ブロックの整備、歩道の段差解消や歩車道の分離を進めるなど、障がいの特性に配慮した歩行環境の整備を推進します。 	道路整備課
		<ul style="list-style-type: none"> ●国等の補助制度を活用し、車両の更新時等に積極的にノンステップバスを導入します。 	交通政策課
3	ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●公共施設や道路等におけるバリアフリー及びユニバーサルデザインを推進するとともに、地域や学校と連携して、「誰もがわかりやすい」生活のユニバーサルデザイン化に向けた啓発に取り組みます。 	建築住宅課 道路整備課 交通政策課 学校教育課

3. 防災・防犯対策の推進

◆現状・課題◆

- 近年、地震や大雨等の自然災害が全国的に頻発しており、避難支援体制の充実や、障がい者に配慮された、安心して避難できる避難所の整備が求められます。
- 災害時の情報提供については、多様な媒体の選択と確実な情報伝達が求められています。
- 防犯対策については、障がい者が消費者トラブルに巻き込まれたり、気づかないうちに特殊詐欺等に加担していたという事例もあり、啓発、見守り等の一層の充実が求められます。



方向性

- 災害時の避難に支援を必要とする障がい者が、安全かつ適切に避難できるよう、情報伝達手段の充実や、地域と連携した避難支援体制の整備に努めるとともに、福祉的配慮の整った福祉避難所の検討を進め、安心して過ごせる避難所の充実に努めます。
- 障がい者が、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれることがないように、事業者や地域と連携した相談・通報体制の強化に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	災害時の避難支援体制の整備	●災害発生時における障がい者等の安全かつ確かな避難のため、地域等と連携し、「避難行動要支援者名簿」への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である「個別避難計画」の策定や避難支援員の確保に努めます。	福祉総務課
		●障がいのある人の地域防災訓練への参加を促すことで、障がいのある人とない人の相互理解を深めるとともに、自治会等に対し、防災訓練等の際に障がいのある人の参加が可能となるよう、呼びかけや配慮の充実に図ります。	危機管理防災課

No.	取組名	内容	担当課
2	事前の防災対策の推進	●市の総合防災訓練等の実施時に、要配慮者の訓練を取り入れるとともに、障がい者の防災訓練への参加を促進します。	危機管理防災課
		●障がい等の理由により情報の取得に困難がある人に対して、電話又はFAXで緊急情報を配信する災害時緊急情報配信サービス「さがん電話・さがんFAX」の周知を推進し、利活用を促進します。	危機管理防災課
3	障がいに配慮した避難所運営の充実	●災害の状況に応じ、障がい者等に配慮した福祉避難所の確保に努めるとともに、一般の避難所においては、福祉避難室(スペース)の確保に努めます。	危機管理防災課 福祉総務課 高齢福祉課
		●障がいのある人が安心して避難生活を送ることができるよう、事業所等とも連携し、仕切りや個室、また障がいに配慮したトイレなどが整備された、障がいのある人に配慮した福祉避難所の充実に努めます。	危機管理防災課 福祉総務課 高齢福祉課
4	犯罪被害の防止に向けた取組の推進	●消費者トラブルや詐欺等に巻き込まれないように、関係機関等との連携を図りながら、広報・啓発のほか、見守りや相談体制の充実に努めます。	生活安全課 障がい福祉課

第6章 わかりあえるまちづくり

1. 支え合える地域づくりの推進

◆現状・課題◆

○障がいのあるなしに関わらず、地域でともに支え合いながら暮らしていくためには、地域住民の障がいに対する理解が重要です。しかし、アンケート調査では、知的障がいや精神障がいなど、外見からわかりにくい障がいを中心に、理解不足による差別や偏見、疎外感を感じる人がいる現状がうかがえます。

○互いが理解し支え合える社会の実現に向けて、障がいのある人の地域活動への参加の促進と、学校と連携した福祉教育の充実が求められます。

方向性

- 障がいへの理解・啓発に関する取組を推進します。
- 障がいのあることとない子どもが交流し共に学び合うインクルーシブ教育や、福祉教育の充実等を推進することで、互いに認め合い支え合える**姿勢を育みます。**
- 小中学校等の教育現場において、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備や授業づくりに取り組み、児童生徒の支え合いの**心を育てます。**
- 意思疎通に困難のある障がい者について、円滑なコミュニケーションを図るための環境整備に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	地域における見守り・支え合いの推進	●民生委員・児童委員等とも連携し、見守り体制の充実に努めます。	福祉総務課
		●援助や配慮を必要とすることを知らせる「ヘルプマーク」の周知・啓発に努めます。	障がい福祉課
2	地域活動への参加促進	●障がいへの正しい理解や合理的配慮の提供等について、広報・啓発に努めます。	障がい福祉課
		●互いに役割を持ち、支え合いながら生活できるよう、障がい者の地域活動への参加促進に努めます。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
2	地域活動への参加促進	●障がいのある人が、地域活動や社会参加の機会などが確保されるよう、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に取り組みます。	障がい福祉課
3	福祉教育の推進	●総合的な学習の時間などに、障がいについて専門的な知識を有する人材や当事者を招いて体験しながら学ぶ場を設ける等、障がいや障がい者への理解(心のバリアフリー)を推進します。	学校教育課
		●障がいの「社会モデル」の考え方を踏まえ、学校の教育活動全体を通じた障がいに対する理解の促進や、ユニバーサルデザインを取り入れた環境整備、障がいのあることとない子どもが互いに交流したり通常学級で共に学ぶインクルーシブ教育の在り方に関する情報収集また検討を行い、実践します。	学校教育課
		●市の主催講座や職員出前講座、また市報・ホームページ等を通じて、障がいや障がい者についての理解を深める福祉教育を推進します。	障がい福祉課

2. 意見・意思尊重の推進

◆現状・課題◆

- 意思疎通の困難さから、多くの障がい者が、日常生活や社会生活において、必要な情報の取得や他者とのコミュニケーションに隔たりが生じ、不便や不安を感じながら生活している現状があります。
- 本市では、令和5年(2023年)4月に「佐賀市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例(通称:障がいのある人もない人も 心つたわる条例)」を施行しました。全ての市民が互いに尊重し合い、障がいの特性に応じた手段で意思や感情を伝えることで、人と人とのつながりが生まれ、お互いを理解することができるよう、施策の推進が求められます。
- 自ら意思を決定することが困難な障がい者が、本人の意思を尊重した生活を送ることができるように、意思決定への支援が必要とされています。

方向性

- 市民や事業者の協力を得ながら、障がい者が、個々の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できる環境整備に努めます。
- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、意思決定のプロセスや方法の工夫、意思疎通への配慮等、可能な限り支援を行い、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスが提供できるよう支援に努めます。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	意思疎通・意思決定支援の推進	●さまざまな媒体を活用し、障がいの特性に応じた情報発信に努めます。	障がい福祉課 (全部署)
		●多様なコミュニケーション手段(手話、要約筆記、点字、絵やイラスト、音声文字変換アプリ等)について環境整備に努め、障がいのある人とない人が互いの意思や意見を伝えあい、尊重し合う考え方をつくり上げていきます。	障がい福祉課
		●障がいのある人とのコミュニケーションを専門的に支援する手話奉仕員・要約筆記者について、市内の福祉団体とも連携し、養成講座の受講者数の確保や計画的な養成に努めます。	障がい福祉課
		●意思決定支援において、研修等を活用し、職員の知識・技術の向上に努めます。	障がい福祉課

3. 権利擁護・虐待防止の推進

◆現状・課題◆

- 差別や偏見、疎外感について、アンケート調査では、知的障がいや精神障がいなど「外見からわかりにくい障がい」がある人を中心に、依然として「感じる」という人が多数いる現状がうかがえます。障がいのある人への差別や偏見は、学校生活や就労にも影響を与えている可能性があり、市民だけでなく、学校や事業者とも連携した障がいへの理解促進が求められます。
- アンケート調査で、差別や偏見、疎外感を感じた時に「だれにも相談していない」人の割合が高かったことから、障がいを理由とする差別に関する相談が、本市にも可能であること等について、市民への情報提供及び周知の充実が求められます。

方向性

- 障がいへの正しい理解の促進に向けた広報・啓発に努めるとともに、学校における福祉教育の推進を図ります。
- 障害福祉サービスの提供事業所や佐賀地区障がい者権利支援センター等の専門機関とも連携しながら、障がいのある人の権利擁護・虐待防止対策の充実を図ります。

◆具体的取組

No.	取組名	内容	担当課
1	障がいを理由とする差別解消の推進	●「障害者差別解消法」の趣旨等について市民の関心と理解を深めるため、効果的な広報・啓発を図ります。	障がい福祉課 人権・同和政策課
		●「職員対応要領」等を活用しながら、市職員の資質向上を図り、さまざまな場面で適切な配慮が行えるように努めます。	障がい福祉課
		●障がいを理由とする差別に関する相談について、適切な対応に努めます。	障がい福祉課
		●令和6年(2024年)4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、事業者への周知・啓発に努めます。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
2	権利擁護に係る制度の周知の推進	●障がい等により判断能力が十分でない人によって、財産管理や身上保護等を行う「成年後見制度」の周知・活用を図ります。	障がい福祉課 高齢福祉課
		●身寄りがない等の理由で成年後見審判の申し立てをする人がいない場合には、市長が本人に代わって審判の申し立てを行い、また成年後見人等の報酬を負担することが困難な人に対し、報酬を助成します。	障がい福祉課 高齢福祉課
		●佐賀市成年後見センターが行う成年後見制度の相談および佐賀市社会福祉協議会が行う金銭管理サービス等の「福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート)」について周知・活用を図ります。	障がい福祉課 高齢福祉課
3	虐待の防止・早期解決に向けた取組の推進	●障がい者虐待の早期発見のため、市民に対して障害者虐待防止法に定められる通報義務や「佐賀地区障がい者権利支援センター」等の周知を図ります。	障がい福祉課
		●「佐賀地区障がい者権利支援センター」とも連携しながら、障がい者虐待の通報等への迅速かつ適正な対応に努めます。	障がい福祉課
		●虐待の未然防止や早期解決等に向け、庁内外を問わず関係機関との連携を強化します。	障がい福祉課 高齢福祉課
		●虐待に関する困難事案の対応について、佐賀県弁護士会及び佐賀県社会福祉士会とも連携し、助言等を受けながら協議検討を行います。	障がい福祉課 高齢福祉課
4	権利擁護に関する広報・啓発の推進	●手話が独自の言語であって、ろう者が日常生活又は社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であると認識されるべきものであることの普及・啓発を推進します。	障がい福祉課

No.	取組名	内容	担当課
4	権利擁護に関する 広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の商業施設や飲食店の利用時、また、アパートやグループホームへの入居の際など、身体障がい者の日常生活の充実と社会参加を推進するため、広く身体障害者補助犬制度(盲導犬、介助犬、聴導犬)の周知・理解促進を図り、利用の拡大、利便性の向上につなげます。 	障がい福祉課

計画の推進体制

1. 計画の周知・啓発

○本計画は、令和11年度(2029年度)を目標とした障がい者施策に関する行政計画であり、計画を推進するうえでは、行政のみならず、障がい者・その家族・地域住民・事業所等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取り組む必要があります。

○このため、計画の基本理念や目標をはじめ、具体的な施策についても、広く住民・関係者が理解し、共通の認識のもとで計画を推進できるように、計画について積極的な周知・普及及び啓発に努めます。

2. 情報の公開

○計画の周知・推進にあたっては、障がい者・家族・地域住民及び関係者が情報を共有することが必要であるため、本計画はもとより、障がい者施策に関して情報を公開することが重要です。

○このため、本計画を市のホームページに公表することをはじめ、障がい者施策に関する情報の提供に努めます。

3. 連携・協力による計画の推進

○本計画に基づく障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境等、幅広い分野に関係することから、本計画を実行性のあるものとするために、庁内関係部署の横断的な連携のもとに、施策の推進を図ります。

4. 進捗状況の管理、評価及び見直し

○計画の開始から3年目の令和8年度(2026年度)に、本計画の着実な推進のため、計画の進捗状況の把握・点検を行います。

○この点検結果について、庁内関係部署に報告を行うとともに、必要に応じて全庁的な審議・評価を行い、見直しを行うものとします。

○計画の最終年度(令和11年度(2029年度))には、計画の進捗状況の把握・点検等を行い、新たな計画を策定します。